Science News

Vol. 9　2024年2月

暦の上では春となりましたが、まだまだ寒い日が続いています。
コートや手袋などがいらない季節が待ち遠しいですね。それでは今月号をご覧ください。

弊社代表あいさつ

サイエンスニュースをいつもご愛読頂き誠にありがとうございます。
まず、元旦に発生しました能登半島地震により亡くなられた方々に謹んでお悔やみを申し上げますとともに、被災された方々に心よりお見舞い申し上げます。
今年は弊社創業50周年を迎える節目の年となります。ここまで事業を継続することが出来たのは、ひとえにお客様からのお引き立て、関係各社様からのご協力、誠心誠意サービスの提供に努めた社員達の努力の結果であると感じています。会社を代表して弊社事業に係る皆様へ深く感謝を申し上げます。
2月から新会計年度が始まり、今期も目標に向かって全員でスタートを切りました。今期についても、定期的に協力関係にある会社と有事の際に起こりうる社内リスクについて演習を通して洗い出し、対応と相互の体制の見直しを進め、次の10年を見据えどの様に成長していくのが良いのか議論を重ねながら「事業継続力強化計画」を推進していきます。
弊社では「環境の医師となる」というビジョンを掲げています。このビジョンに沿って成長し、皆様のお力となれるよう励んでいく一年にしたいと思います。
今年一年も引き続き弊社をよろしくお願いいたします。

代表取締役社長　堀池勇人

アスベストの調査状況

以前のニュースレターでご案内した通り、アスベスト調査の要件が2023年10月から変更され、事前調査や建材のサンプリング等は建築物石綿含有建材調査者が行わなければならない事になりました。また今後、建築物ばかりではなく、工作物のアスベスト事前調査でも資格者が対応しなければいけなくなってきます。弊社には有資格者が複数名おりますので、気軽にお声がけ下さい。

「水質汚濁防止法施工令の一部を改正する政令」のお知らせ

すでに令和４年４月に公共用水域（河川など）における「大腸菌群数」を「大腸菌数」に見直す改定が行われましたが、公共用水域の水質の汚濁を防止するために、排出水や下水道水の水質に関しても見直しが行われ、検査方法や基準値が変わり、令和7年4月1日より施行されます。
六価クロムについても見直しが行われ、水質汚濁防止法施行規則（昭和46年総理府・通商産業省令第2号）の地下水の水質の浄化措置命令に関する浄化基準が0.02mg/Lに、強化されます。施行日は今春の令和6年4月1日です。また、排水基準を定める省令（昭和46年総理府令第35号）の許容限度も0.2mg/Lに改められることになりました。なお、電気めっき業に属する特定事業場からの排出水には、暫定排水基準として0.5mg/Lを3年間適用することになりました。
質問などございましたらお気兼ねなくご連絡下さい。

	排水基準	施行日
六価クロム（mg/L）	0.2	令和6年4月1日
大腸菌数（CFU/ml）	800	令和7年4月1日

弊社BCP（事業継続計画）の続報

年始に起こった能登半島地震においては、激しい揺れや津波、耐震工事普及率が低かったこともあり、多くの家屋が倒壊し、山崩れや道路自体の被害により、孤立状態の地域も多く発生しました。翌日の羽田空港での事故では、CAの素晴らしい対応により最小限の被害で済みましたが、亡くなった方もおり、管理体制などの見直しの必要性が浮き彫りとなりました。
このことを踏まえ、弊社では、日常の管理体制や災害への対応の見直しを行い、まずは「水」、「食料」の必要量の再確認及び建屋、設備の設置状況の確認を行いました。引き続き、会社の継続性を踏まえた強化を行っていきたいと思います。

株式会社 サイエンス
HPも見てね！
http://www.science-c.co.jp/
営業案内：土壌分析、アスベスト調査、産業廃棄物分析、水質検査、作業環境測定、大気測定、騒音・振動調査、自然環境調査、環境アセスメント　等